

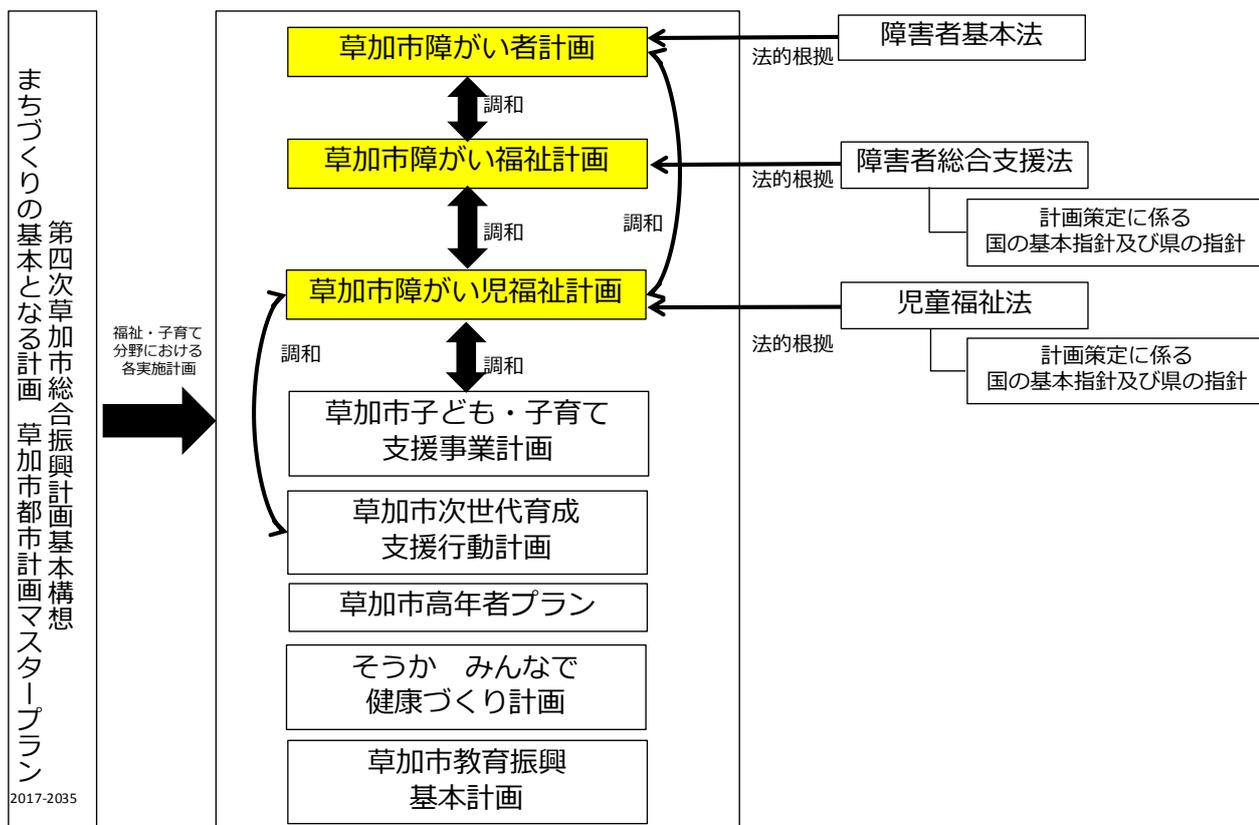
第1期草加市障がい児福祉計画 (素案概要版)

1 計画の概要

本市は、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や特性に応じて、質・量ともに適切なサービスをもれなく提供することを目指して、第1期草加市障がい児福祉計画を策定します。

草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、「第三次草加市障がい者計画」「第5期草加市障がい福祉計画」と調和を図り、策定します。

■ 計画の位置づけ図



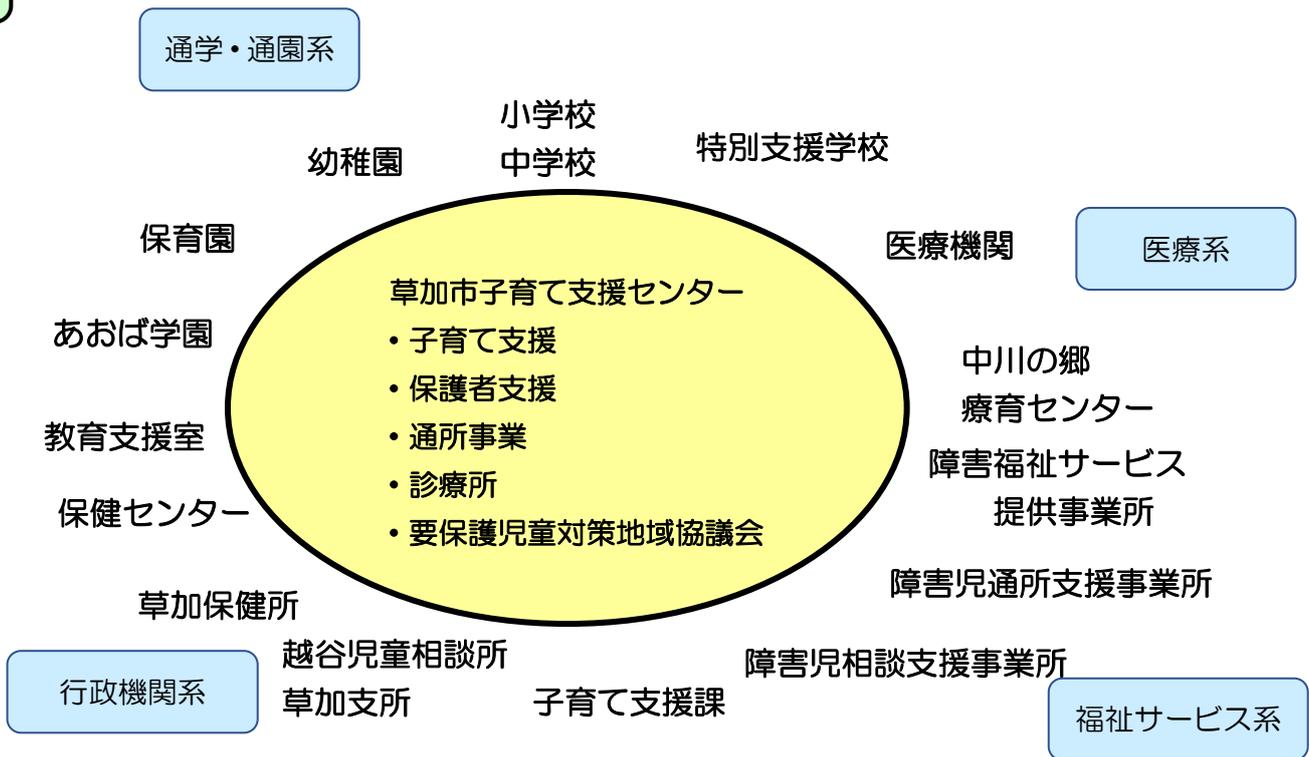
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年3月厚生労働省告示第160号。以下「基本指針」といいます。）に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間で第1期の計画期間とします。以降3年ごとに見直しを行い、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を進めます。

2 計画の目的

草加市障がい児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画です。

発達に心配や障がいのある子どもたちの健やかな成長を支援するために、草加市では、障がいの特性や状態を早期に把握し、必要な療育を早期から提供することを基本とし、子どもの日常生活又は社会生活に必要な学習、運動、言語、社会性などの習得に向けて支援をしていきます。そして、草加市子育て支援センターを核として、庁内の関係課をはじめ、市内の教育・保育施設、小中学校、障害児福祉サービス提供事業者など多種多様な主体のネットワークを構築して推進します。

草加市における草加市子育て支援センターを核とした療育・総合相談に関する関係機関の支援体制（イメージ）



草加市子育て支援センターは、すべての子どもとその家族を対象に、様々な相談や子育てに関する情報提供を行っています。

また、障がいや発達に心配のある子どもの療育機関として、医師の診断に基づき個別療育や集団療育を行っています。

3 計画の基本的考え方

3-1 計画の基本理念

「第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の基本理念・基本的視点をふまえ、基本理念を設定しました。

【基本理念】

みんなで支えあう、子どもも親もいきいき
子どもにやさしいまち そうか

3-2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げ計画を推進します。

- 1 子育て支援センターを核として、療育体制の充実を図ります。
- 2 乳幼児期から小学校への就学期、さらには高等学校卒業後以降まで一貫した支援を身近な地域で提供する体制を整備します。
- 3 重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の障がい児通所支援の提供体制を整備します。

4 障がい児福祉サービスの見込み量及び確保策

4-1 障がい児福祉サービスの体系

■ 障害児通所支援の体系

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	<p>児童発達支援センター（児童福祉施設）と児童発達支援事業の2類型に大別されます。</p> <p>様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①福祉型児童発達支援センター /医療型児童発達支援センター</p> <p>通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「福祉型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。</p> <p>②児童発達支援事業</p> <p>通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
	医療型児童発達支援	
	放課後等 デイサービス	<p>就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用を予定する障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
サ ー ビ ス 等 利 用 計 画 等	居宅 サービス	<p>指定特定相談支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ●基本相談支援 <ul style="list-style-type: none"> 障がい児や障がい児の保護者等からの相談
	通所 サービス	<p>障害児相談支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害児相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助

資料：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」より引用

4-2 障がい児福祉サービスの見込み

以下の5事業について、以下の利用ニーズの推計方法によりサービス量を見込みました。

<利用ニーズの推計算出方法>

各事業の過去3年分の実績値把握

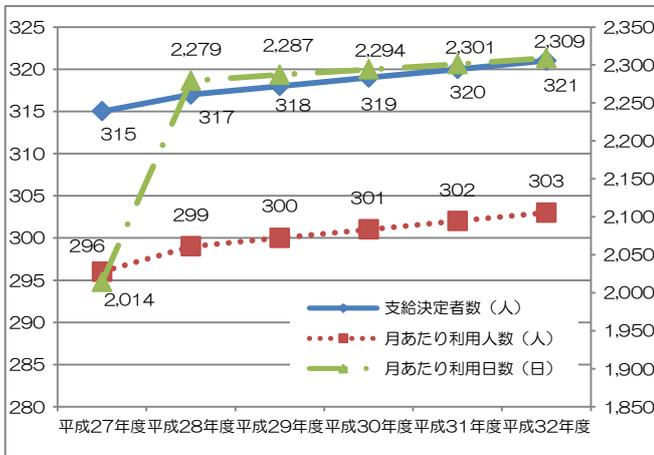
各事業の利用増加率を算出して、将来3年の伸び率を算出

各事業で平成30年度から平成32年度までの事業利用者数を推計

<サービス見込み>

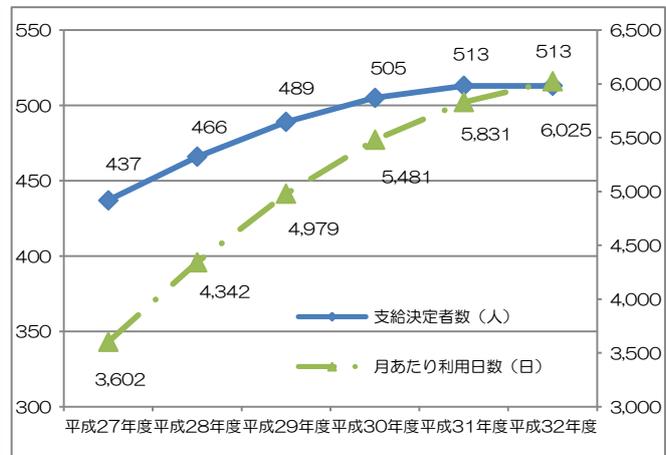
しょうはったつしえん
児童発達支援

■児童発達支援



ほうかごとう
放課後等デイサービス

■放課後等デイサービス

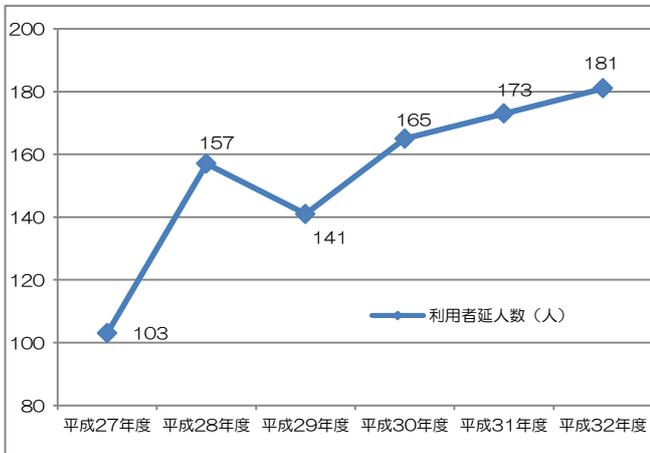


いりょうがたしょうはったつしえん
医療型児童発達支援

平成27年度から平成29年度の給付実績はありませんが、利用ニーズは見込まれます。

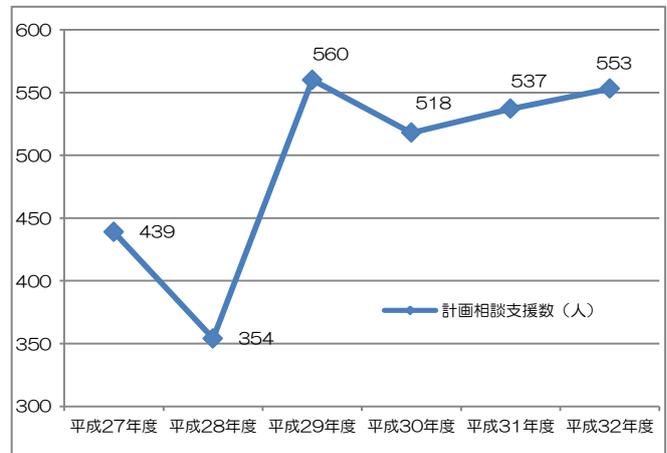
ほいくしょうほうもんしえん
保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援



しょうがいじそうだんしえん
障害児相談支援

■障害児相談支援



ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう ほうさく
4-3 提供体制の確保に係る目標・方策

じどうはつたつしえん せいび
1 児童発達支援センターの整備

項目	数値	考え方
平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数	1 か所	平成 29 年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1 か所	平成 32 年度末までの整備箇所数

ほいくしょとうほうもんしえんじぎょう せいび
2 保育所等訪問支援事業の整備

項目	数値	考え方
平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数	1 か所	平成 29 年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1 か所	平成 32 年度末までの整備箇所数

じゅうしょうしんしんしょう じ しえん じぎょうしょ せいび
3 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

(1) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	数値	考え方
平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	平成 29 年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1 か所	平成 32 年度末までの整備箇所数

(2) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	数値	考え方
平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	平成 29 年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1 か所	平成 32 年度末までの整備箇所数

いりょうてき じしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の数 (平成 29 年度末)
【目標値】整備数	—	平成 30 年度末までの協議の場の数

本市では、既に児童発達支援センターは設置されており、子育て支援センターとともに障がい児支援の中核として、今後も保育所等訪問支援等の地域支援を行っていきます。

重症の心身障がい児に対する支援については、地域で障害児通所支援が受けられるような体制の整備を進めています。また、医療的ケアの必要な子どもに対する支援については、地域で障害児通所支援が受けられるような体制の整備について、調査や研究を行っていきます。なお、個々の障がい児に係る関係機関との連携については随時行っています。

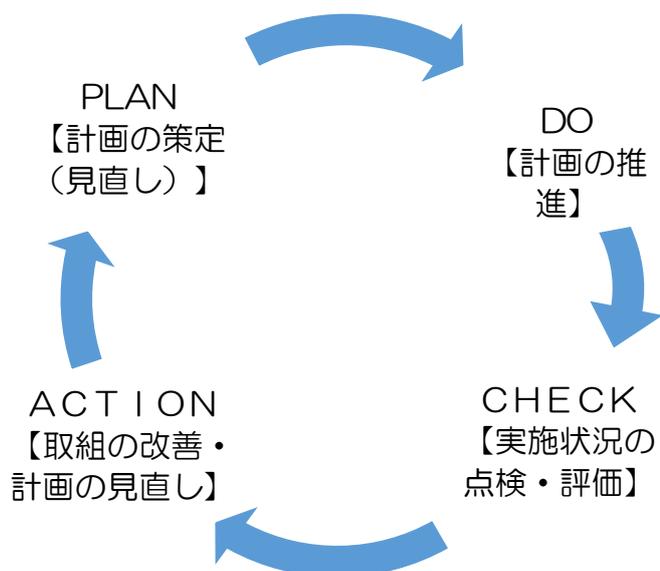
5 すいしんほうさく 推進方策

5-1 けいかく しんこうかんり 計画の進行管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、取組の充実・見直しを検討する等 PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、今後、具体的施策の進捗状況について点検・評価を行います。

■ PDCA サイクルによる施策の点検



5-2 かんけいきかん れんけい 関係機関との連携

計画に掲げる取組については、制度や法律に基づく事業であるため、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、推進します。

また、行政の取組だけではなく、障がいのある子どもの保護者や地域の方をはじめ、障がい児関連団体、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等と連携しながら、引き続き障がい児支援を推進していきます。

第1期草加市障がい児福祉計画（素案概要版）

草加市子ども未来部子育て支援課
〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
電話 048-922-1483（直通）FAX 048-922-3274
e-mail sienka@city.soka.saitama.jp
<http://www.soka-bokkurun.com>